|  |
| --- |
| 大正区将来ビジョン2022 |

|  |
| --- |
| 大阪市大正区平成30年4月1日　制定令和３年4月1日　改訂 |

「大正区将来ビジョン２０２２」

目次

[【はじめに】 3](#_Toc36196177)

[第１章　計画の位置付け 5](#_Toc36196178)

[計画の位置付け 5](#_Toc36196179)

[第２章　区の概要 6](#_Toc36196180)

[区の概要 6](#_Toc36196181)

[第３章　策定の基本的方向性 10](#_Toc36196182)

[【１】策定に向けた基本方向性 10](#_Toc36196183)

[【２】時代・現状認識 10](#_Toc36196184)

[【３】大正区政改革Ver. 2 ～「公助」から「自助、互助、共助」へ～ 10](#_Toc36196185)

[【４】区政運営をサポートする区役所の役割 11](#_Toc36196186)

[（１）従来からの役割 11](#_Toc36196187)

[（２）民主的区政運営に向けて 11](#_Toc36196188)

[【５】重点的取組み 11](#_Toc36196189)

[（１）子育て・教育、地域福祉、地域防災、そして、地域コミュニティ充実の関係 11](#_Toc36196190)

[（２）「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」の構築 11](#_Toc36196191)

[（３）大正区民のシビックプライド「おたがいさま」 12](#_Toc36196192)

[【６】5つの柱でわかりやすく「見える化」 13](#_Toc36196193)

[第４章　施策 14](#_Toc36196194)

[**【１】**だれもが健康で安心して暮らせるまちへ 14](#_Toc36196195)

[１　地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進 14](#_Toc36196196)

[２　地域包括ケアシステムの構築 16](#_Toc36196197)

[３　要援護者支援システムの構築 17](#_Toc36196198)

[４　総合的な相談支援体制 18](#_Toc36196199)

[５　障がいのある方へのサポート 19](#_Toc36196200)

[６　健康寿命の延伸 20](#_Toc36196201)

[７　適切な生活保護の実施 21](#_Toc36196202)

[８　人権の尊重 22](#_Toc36196203)

[【２】　快適で安全なまちへ 23](#_Toc36196204)

[１　災害への備え 23](#_Toc36196205)

[２　防犯対策 24](#_Toc36196206)

[３　空家等への対策 25](#_Toc36196207)

[【３】次世代の未来が輝くまちへ 26](#_Toc36196208)

[１　子育て施策の充実（見守り） 26](#_Toc36196209)

[２　学校選択制の充実 27](#_Toc36196210)

[３　学校の適正配置 28](#_Toc36196211)

[４　生活習慣の改善 29](#_Toc36196212)

[５　問題行動への対応 30](#_Toc36196213)

[６　こどもの貧困対策（こどもサポートネット事業） 31](#_Toc36196214)

[【４】　活力ある元気なまちへ 33](#_Toc36196215)

[１　まちの活性化 33](#_Toc36196216)

[２　ものづくり企業の活性化 34](#_Toc36196217)

[【５】　「区民が主役」のまちへ 35](#_Toc36196218)

[１　地域活動の活性化 35](#_Toc36196219)

[２　区民ニーズの把握 37](#_Toc36196220)

[３　情報発信・伝達力の強化 38](#_Toc36196221)

[４　窓口サービスの充実 40](#_Toc36196222)

# 【はじめに】

**（１）「区民が主役」の区政運営のために**

「区政運営」の主役は主権者である区民です。そのため、大正区長の使命は、大阪市長から委任を受けて、①区政運営全般のベースとなる**「将来ビジョン」を区民が自らの手で策定**し②同「ビジョン」に沿って、区民自らの力で地域を担い、**自分達が主役となる区政運営**が行われるよう、行政的、財政的、事務的サポートをする――ことにあります。

今回「ビジョン」策定にあたっては、その理想を徹底追求しました。また、今後、この「ビジョン」が区民に広く共有されるよう力を尽くします。

**（２）区民から愛される「将来ビジョン」をめざして**

「区民が主役」の区政運営では、「将来ビジョン」は区民から愛され、読まれ、広がり、かつ、
区政運営の実務へ活かせるものでなければなりません。

策定にあたっては、区民、地縁団体・地域活動団体役員、専門家、議員との議論、意見・情報交換を通じて、**生活現場から湧きあがってくる夢、ニーズ、課題意識**の把握に努めました。

「ビジョン」の決定にあたっては、区民が自らの手で「ビジョン」を策定し、区民が主役の区政運営が今後行われることを担保する方法論（区政会議での議論等）を取りました。

**（３）御礼とお願い**

今回「ビジョン」の策定にあたり、**議論を交わし、意見や情報をご提供くださったみなさまへ厚く御礼**申し上げます。みなさまからのご恩に報いるためにも、「ビジョン」に沿った区政運営が行われるよう引き続き邁進していきます。

最後に、**区民のみなさまへのお願い**です。この「ビジョン」が区民に広く共有されるにはみなさまのお力が必要です。区政運営に対して、これからも、ご意見、情報をお寄せいただき、「ビジョン」に沿った運営がなされているか厳しい目でチェックしていただければ幸いです。

　また、この将来ビジョンは、今後時代の流れや社会の変化に柔軟に対応するため、逐次精査・修正を加えていきたいと思っています。

平成30年4月1日(日)

大正区長　吉田 康人

# 第１章　計画の位置付け

## 計画の位置付け

　本計画は、平成２４年に策定された『大正区将来ビジョン』を引き継ぎ、更に発展させ、今後の大正区のまちづくりの基礎となる計画と位置付けています。

　また、年度毎に作成する区運営方針並びに事業・業務計画書の目標設定の基礎となるとともに「市政改革プラン」と対をなす計画と位置付けています。

○計画のイメージ

大正区　将来ビジョン２０２２

市政改革プラン

市政運営の基本方針

大正区運営方針

事業・業務計画書

予算事業　概要説明資料

# 第２章　区の概要

## 区の概要

　大正区は大阪市の南西部に位置して、大阪湾に面するとともに、区の三方を木津川、尻無川、岩崎運河に囲まれ、臨海工業地帯として発展してきました。

　面積は９．４３平方キロメートル、人口６４,３５５人、２９,５６１世帯（平成29年10月1日現在　推計人口）で、明治３０年に市域に編入され、西区、港区を経て、昭和７年１０月１日に大正区が発足しました。

　区名は、区の北端にある「大正橋」にちなんでいます。

　区の中心部には、区のシンボルである標高３３メートルの「昭和山」を中心とした千島公園（１１ヘクタール）があり、多くの花と緑に囲まれ、春には区の花である「つつじ」や桜が公園一帯に咲き誇ります。

　そのふもとには、区総合庁舎、体育館、多目的グラウンド、コミュニティセンター、図書館などの公共施設が配置されています。

　交通網は、区の北側にＪＲ環状線「大正駅」、Osaka Metro（旧大阪市営地下鉄）長堀鶴見緑地線「大正駅」があります。また、区内移動及び近隣への移動に関しては、大阪シティバスが路線、本数ともに充実しており、市内唯一の急行バス路線もあるなど、区民の足として親しまれています。

　隣接区との連絡橋として「千本松大橋」「新木津川大橋」、「なみはや大橋」さらには区内連絡橋として大正内港に架かる「千歳橋」が平成１５年に完成し、スムーズな交通の循環が図られています。また、市内８か所の渡船のうち、7か所が当区に「動く橋」として運行され、区民に愛され、親しまれています。

○大正区の主な統計データ

区内の人口減少に歯止めがかからず、大阪市の２４区の中で最も人口の少ない区となっています。

自然動態並びに社会動態ともに減少しており、特に高齢化率の上昇に伴う自然動態の減少が顕著になっております。社会動態については、平成29年度に増加に転じるなど、減少に一時的に歯止めがかかったものの、令和元年は以前と同様の傾向に戻っている状態です。

　他区と比較しても高い高齢化率であり、大阪市平均からも大幅に高い高齢化率となっています。



津波浸水想定区域図（南海トラフ大地震）が発生した場合

（大正区水害ハザードマップより）

南海トラフ巨大地震が発生した際に、防潮堤が閉まらず、満潮時であった場合、大正区内のほぼ全域が浸水被害を受けると想定されています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区民モニターアンケート項目 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 津波の際にどの建物に避難するかを知っている | 71.3% | 76.8% | 69.7% | 65.2% | 79.7% |
| 危機事象ごとの計画やマニュアルが作成されていることを知っている※ | - | 44.9% | 60.3% | 44.1% | 33.9% |

※平成２９年度は、区及び地区防災計画が作成されていることを知っているかという設問に変更し、どちらも知っている人の割合とした。

|  |  |
| --- | --- |
| 区民意識調査項目※ | 平成30年度 |
| 津波の際にどの建物に避難するかを知っている | 66.0% |
| 区及び地区防災計画が作成されていることを知っている | 18.0% |

※平成３０年度より調査方法を見直し、区民モニターアンケート（平成29年度登録者数194名）から、区民意識調査（住民基本台帳から無作為抽出した大正区民1,500名）に変更した。

他区と比較しても犯罪が少ない区となっています。

発生件数では２番目に低い件数であったが、人口比率では９番目に高い区となっている。

# 第３章　策定の基本的方向性

## 【１】策定に向けた基本方向性

**『子育て・教育、地域福祉、地域防災、地域コミュニティ充実の重点化と大正区のブランドとプライド』**

今日では時代・社会の変化の速度はどんどん早くなり、平成25年の大正区将来ビジョンの策定以来、人々の生活環境、人生設計、あるいは、価値観がさらに多様化し、それぞれの生活満足度を高めるため、個人や地域の実情、特性にあったきめの細かい区政運営とともに、**すべての人々に共通する基礎的生活を支える区政運営**を実現する必要があります。

そのため、大正区では2022年までの間、**①子育て・教育②地域福祉③地域防災、そして、④地域コミュニティ(小学校区単位)充実――を重点**に据えた区政運営を進めていきます。

一方、「ものづくり、ひとづくり、そしてゆめづくり」は大正区の価値の高いブランドであり、大正区民のプライドでもあります。

このような**大正区のブランド価値と大正区民のプライド、さらに、「自分達のまちを自分達で守る」との区民の自律意識をてこ**に、区民それぞれの生活満足度が高い大正区、さらに、区外から見ても「大阪、日本に大正区があってよかった」と思っていただけるような大正区をつくっていきます。

## 【２】時代・現状認識

我が国経済において、地価、物価が右肩上がりに上昇する時代は終わりました。我が国全体の人的資源を見ると、少子・高齢化によるいわゆる「現役世代」のマン・パワーの逓減傾向は止まりません。人々の価値観が今後ますます多様化していくことも容易に想像できます。こうした背景のもと、地方自治において、地方行政や地域活動の**財政の効率化、民間の発想・活力の活用、高齢者、障がい者、女性、こどもの社会参画**を当然のことながらスピード感を持って進めていかねばなりません。

我が国はこの20年余りの間、阪神・淡路大震災、東日本大震災を初め幾つもの大災害を不幸にも経験してきました。そこから教訓を得て、今、全国の地方公共団体で、**「公助」から「自助、互助、共助へ」シフトさせる防災主体の改革**が進められています。

## 【３】大正区政改革Ver. 2 ～「公助」から「自助、互助、共助」へ～

大正区では、**地域防災**だけでなく、(高齢者)地域包括ケアシステムを含む**「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」**の構築、そして、**地域コミュニティ**の充実についても、「自分達のまちは自分達で守る」の考えかたに基づき、「自助、互助、共助」の仕組みを中心に区政運営の改革を進めていきます。

その改革を後押しする大きな力は、大正のまちに対して、区民がより高いブランド価値を認識することであり、区民が「ものづくり、ひとづくり、そして、ゆめづくりのまち」の誇りをより強く持っていることです。さらに、**「自分達のまちを自分達で守る」区民を増やし特に「互助、共助」の仕組みを拡大していくには、より高いレベルの民主的な区政運営**は欠かせません。

## 【４】区政運営をサポートする区役所の役割

### （１）従来からの役割

区役所の大きな役割として、従来から、国、府、市、そして**ほかの地方公共団体との連携**があることは言うに及びません。そして、**公平性、公正、効率性の徹底追求**の役割も同様です。

### （２）民主的区政運営に向けて

「区政運営への住民参画の拡大」と「民主的な区政運営」とは車の両輪です。**地域コミュニティ充実にあたり、民主的な運営**の今日的なルールを示しその深化を図ることは区役所の大切な役割です。併せて、将来的に見てどのような方法論が地域福祉、地域防災を前に進めるのかとの視点で、行政の直執行事業、委託・補助・その他**助成事業のありかた**を見直します。

区民が全体として何を望んでいるか、逆に、区民それぞれにどのような個別のニーズがあるかについての把握、そして、それを広く区民へ情報提供するという役割も区役所は果たしていかねばなりません。

これまでの区役所の広報は、区役所が何をやっているかの周知が中心でしたが、大正区役所は令和元年度より広報紙で区の重点施策の特集や報告記事を掲載するなど、第2ステージの広報、説明責任遂行に現在取り組んでおります。すなわち、**区民の立場に立ち、子育て・教育、地域福祉、地域防災、地域コミュニティ充実を中心とする区政運営を実現するために必要な告知、報告、解説、住民参画促進を使命とする広報、説明責任**へとバージョンアップを進めています。今後は、広報紙の存在を知らない層、無関心層、若年層が広報紙に関心を持ち、手に取って読むようアプローチしていく手法や、アウトリーチ型の広報など、「第３ステージの広報のあり方」について検討してまいります。

## 【５】重点的取組み

### （１）子育て・教育、地域福祉、地域防災、そして、地域コミュニティ充実の関係

【策定に向けた基本方向性】で掲げた区政運営の重点的な取組み、すなわち、**①子育て・教育②地域福祉③地域防災、そして、④地域コミュニティ(小学校区単位)充実**――あらゆる区民の生命と財産、ならびに、基礎的生活環境を守り抜く**②地域福祉③地域防災**――をそれぞれ強化し、かつ、双方(平時の「地域福祉」と有事の「地域防災」)を一体とした具体的仕組みづくりを推し進めていきます。その仕組みの中心に位置し推進の中心的主体である**④地域コミュニティ(小学校区単位)**の充実、民主的運営を進めていくとともに、それらを今後、担っていく子供たちへ、区民の方から求められている「学力」「能力増進」「道徳」「体力」「生命の尊重」といった項目を中心に**①子育て・教育**の充実を図ってまいります。

### （２）「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」の構築

「大正区地域福祉ビジョンver.2.0」(令和3年3月決定)では、「地域福祉」の定義を「地域における福祉課題に対し、地域住民や福祉関係者などが協力して解決に取り組んでいこうという考え」としています。

そのため、大正区がめざす「地域包括ケア」とは、高齢者への包括的支援「地域包括ケアシステム」を超えて、**高齢者の医療、介護に加え、障がい、生活困窮、子育て、教育、防犯、防災、そのほか地域生活課題を地域において包括的に支援する「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」の構築**です。

大阪市において、そして、大正区でも、その長い歴史の中で常に、地域コミュニティは小学校区単位の活動を中心に育まれてきました**。「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」もその基礎的単位は小学校区単位のコミュニティ**となります。

年々複雑かつ深刻化する地域生活課題。各地域においては活動の担い手不足、住民の高齢化、無関心層の増大等の課題を抱える今だからこそ、大阪市が平成25年、全市統一的に導入した「地域活動協議会」(大正区では「地域まちづくり実行委員会」と呼称)を活用して、学校園、地縁組織、福祉・医療系組織、ＰＴＡ、子育て・教育・青少年健全育成組織、民間企業、防犯・防災組織、その他地域活動団体等の担い手が、**小学校区において適宜、連携、議論、一致協力、切磋琢磨しつつ一体となった活動**を盛り上げていきます。

大正区では、「地域包括支援プロジェクトチーム」(副区長：プロジェクトリーダー)を区役所に設置し、「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」の構築に向け、歩みを進めていきます。

### （３）大正区民のシビックプライド「おたがいさま」

**①子育て・教育、地域福祉、地域防災、地域コミュニティ充実を実現**

大正区は歴史的に、ものづくり企業を支え、同企業に支えられながらまちをつくってきました。このまちで育てたこども達が立派なおとなとして巣立ち、活躍し、やがて、「子育てなら大正」、「老後を過ごすなら大正」とこのふるさとへ戻ってきてくれることを誇りともしてきました。

今また、区内のものづくり企業が我が国の経済、産業への貢献の道をめざし、若者が、区民であるとないとを問わず、大正で得たチャンスを活かして世界へはばたこうとし、そして、区民それぞれが自らの夢を育んでいます。

私達大正区民は、**「みんなの夢は自分の夢」、すなわち、「おたがいさま」**の精神で、「ものづくり、ひとづくり、そして、ゆめづくりのまち」のブランドとプライドを再生します。

現役世代もやがては支えられる側に回ります。私達の家族、親類、友人の中には既に、みんなに支えられている人がいるはずです。人の支えとなることを生きがい、生きざまにしている人達もいらっしゃいます。また、私達ひとりひとりにも人を支える喜びに支えられている心があります。**「支える」ことは「支えられる」こと、つまり、「おたがいさま」**です。

「おたがいさま」の精神で、そのベースとなる「みまもり、はなしあい、ささえあう」子育て・教育、地域福祉、地域防災、地域コミュニティ充実を実現します。

**②国際社会、日本、そして大阪の平和と繁栄に貢献**

外国人観光客の増加への対応や大阪・関西万博の開催は喫緊の課題です。また、北朝鮮による日本人拉致問題など国際社会と一致協力して解決しなければならない課題も山積しています。東日本大震災は世界の防災、災害復興、エネルギー・環境政策へ大きな影響を及ぼした世界的災害です。

今後ますます、社会のグローバル化が進み、世界と私達の日常生活、市政・区政運営のひとつひとつ、さらには、未来へ羽ばたく子供達の描く夢とが切ってもきれない密接なものになっていきます。**市政・区政運営が世界標準と合っているか、大阪が世界の窓口に相応しいまちであるか、そして、国際社会に貢献できるまちやこどもを育む市政、区政になっているか。**それらが問われる時代の入口に私達大阪市民・大正区民は立たされています。

個人個人の価値観が尊重され、個人の自立が叫ばれ、そして、身近な市政・区政運営では住民ひとりひとりの満足度の向上が求められる。近代民主主義的な世界情勢の中で、ほかの国の人々と対等に、時には連携し、また、時には対峙するために我が国が歩むべきひとつの道と言えます。

しかし、一方で、**「自分だけがよければいい」「周辺地域だけ、大正区だけが住みやすくなればいい」との個人・地域本位の行き過ぎを排し、グローバルな「おたがいさま」の精神をもとに、国際社会、日本、そして、大阪の平和と繁栄に貢献することで「大阪、日本に大正区があってよかった」。そう思ってもらえ、世界中のまちづくりのベスト・プラクティスとなる大正区政運営**を進めていきたいと思っています。

## 【６】5つの柱でわかりやすく「見える化」

以上の「基本的方向性」のもと、縦割行政を排しつつも**区政運営のテーマを分野別にわかりやすく「見える化」するため、次の5つの柱で将来ビジョンの各論**をまとめました。

　　【１】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ(主に福祉、健康、生活保護、人権)

　　【２】快適で安全なまちへ(主に防災、防犯、生活環境)

　　【３】次世代の未来が輝くまちへ(主に子育て、家庭・学校・地域教育)

　　【４】活力ある元気なまちへ(主にまちの活性化・ものづくり)

　　【５】「区民が主役」のまちへ(主に地域活動、広報、広聴、窓口サービス)

　の５項目です。次章で各論の詳細を述べさせていただきます。

# 第４章　施策

## **【１】**だれもが健康で安心して暮らせるまちへ

### 　１　地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進

　　（１）現状と課題

　　　　　少子高齢化の進行や社会経済状況の変化、地域におけるつながりの希薄化などを背景に、社会的孤立の広がり、市民生活における福祉課題の「複雑化・多様化・深刻化」が進んでおり、支援が必要でありながら適切な支援につながっていない人をいかに把握し支えるかが大きな課題となっています。

　国は、今後の地域福祉のめざすべき方向性として、「我が事・丸ごと」地域共生社会を目標に、分野別・対象者別に進められてきた縦割りのしくみを見直し、住民主体の地域課題解決体制づくり（我が事）と、市町村による包括的な相談支援体制（丸ごと）の実現を打ち出しています。言い換えれば、地域に暮らすすべての人が、地域の一員として安心して暮らすことのできる地域をつくっていくためには、地域の強みである発見力と見守り力、専門職の強みの双方を生かせるネットワークづくりを進めていくとともに、包括的な支援体制を構築することが必要ということであり、その理念に基づいて策定した「地域福祉ビジョン」を実行していくことが重要だと考えています。

現在、「地域福祉ビジョン」を実行していくために、大正区地域福祉推進会議を設置して下記の「（５）具体的な取組」について進捗管理を行っています。

　なお、現行の「地域福祉ビジョン」は令和3年3月に改定を行いました。

（２）目指すべき将来像

　　　　　地域福祉ビジョンに基づく地域福祉が地域で推進され、包括的な支援体制が確立されている状態。

　　（３）施策

・地域福祉ビジョン（令和３年３月策定）に基づく地域福祉の推進

・「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」の構築に向けたプロジェクトチームの発足

　　（４）施策目標

「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」の確立と地域福祉ビジョン推進期間（令和３年度～令和６年度）における取組を通じて、主だった地域活動の担い手に地域福祉推進の意義が浸透し、地域による地域福祉の推進を実施していきます。

　　（５）具体的な取組

・要援護者支援システムの構築

・大正区地域福祉推進会議の開催

・地域包括ケアシステムの構築（在宅医療・介護連携の推進）

・民生委員・児童委員活動の推進

・障がい者・高齢者への虐待防止

・大正区地域自立支援協議会の開催

・特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の配置

・地域包括ケアシステムの構築（地域包括支援センターの運営）

・生活困窮者への自立支援（生活困窮者自立相談支援事業）

・生活困窮者への自立支援（大正区生活困窮者支援会議）

・「地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」構築に向けた「地域包括支援プロジェクトチーム」の運用

・小学校区福祉委員会（仮称）の設置及び運営支援

### ２　地域包括ケアシステムの構築

１）現状と課題

　　　　　令和元年12月1日現在の大正区における75歳以上の人口は16.5%ですが、団塊の世代が75歳以上となる2025年には22.0%となり、総人口が減少する中、2025年には65歳以上の高齢者が34.4%となると見込まれています。また、高齢者の増加に伴い認知症高齢者の総数も増加傾向にあります。（大阪市全体で平成23年 56,419人→平成26年 64,555人）

このような状況を踏まえ、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと尊厳をもって暮らすことができる社会の実現をめざし、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めていく必要があります。

現在、区の地域福祉全般に関する施策のあり方を検討・決定するための「地域福祉推進会議」において、地域包括ケアシステムの構築に向けた進捗管理を行っています。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　医療・介護をはじめとする包括的・総合的なケアを受け、高齢者が安心して住み慣れた地域で、個人の尊厳が尊重され自立した日常生活を営むことのできる状態。

　　（３）施策

(ア)在宅医療・介護連携の推進、(イ)認知症施策の推進、(ウ)地域包括支援センターの運営

(エ)生活支援体制整備事業の4つの施策を軸に地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

　　（４）施策目標

２０２５年までに全ての地域で地域包括ケアシステムの構築を行います。

　　（５）具体的な取組

　　　　（ア）在宅医療・介護連携の推進

　課題抽出と対応策の検討、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発

（イ）認知症施策の推進

　認知症初期集中支援推進事業、認知症施策推進会議、啓発活動

（ウ）包括的支援事業（地域包括支援センター運営協議会の開催）

　地域包括支援センターの機能強化

（エ）生活支援体制整備事業の実施

　生活支援コーディネーターの配置により、多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスの充実を推進

### ３　要援護者支援システムの構築

（１）現状と課題

　　　　　大正区の高齢者人口（65歳以上）は平成22年と平成27年の国勢調査結果の比較で17,585人から19,548人と増加し、高齢化率も25.3％から30.1％と5％近く上昇しており、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も増加しています。また、障がい者手帳の所持者数も年々増加しており、何らかの支援を必要とする人が増えている状況です。

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化、地域におけるつながりの希薄化などを背景に、地域とのつながりが持てず「孤立死」に至るような社会的孤立の広がりの中で、支援が必要でありながら適切な支援につながっていない人をいかに把握し支えるかが大きな課題となっています。

大正区役所では、台風や集中豪雨、地震等の災害発生時にひとりで避難できない方（要援護者）を支援するために「要援護者名簿」を作成しており、その名簿を活用して日ごろの見守りと災害時の避難支援を地域の中で一体的に行う「要援護者支援システム」の構築を進めています。

「要援護者支援システム」の構築状況は、令和元年度末には２地域において体制が整い、令和2年度には新たに１地域、令和3年度末までに全10地域での構築をめざしています。

また、「要援護者支援システム」に必要な「要援護者名簿」について、令和元年度にはこれまでに名簿に記載されている方の状況確認と併せて、未登録の方にも戸別訪問により事業内容を説明するなど、「要援護者名簿」の精度向上を図ってまいりました。

今後、これまで民生委員・児童委員にのみ提供してきた「要援護者名簿」を、体制が整った地域団体にも提供していきます。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　支援が必要でありながら適切な支援につながっていない人を把握し、地域の見守りや福祉サービスの利用につなげ、災害発生時の避難支援体制が構築され、認知症高齢者等の見守りの強化による行方不明時の早期発見が可能な状態。

　　（３）施策

　　　　「日頃の見守り」と「災害時の避難支援」とが一体となったシステムの構築。

　　（４）施策目標

区内全10地域で「日頃の見守り」と「災害時の避難支援」とが一体となったシステムの構築。

　　（５）具体的な取組

　　　　・要援護者支援システムの構築

### ４　総合的な相談支援体制

（１）現状と課題

　　　　　大正区においては、ひとつのご家庭で複合的な課題を抱え、既存の相談支援のしくみでは解決できない支援困難事例が増加しています。 ご家庭の方それぞれに施策分野ごとの支援機関が関わってはいるものの、機関間の連携が不十分なため、総合的で有効な支援となっていない場合があります。

そのため、区役所が中心となり、相談支援機関同士の連携を強化し、どこからアクセスしても総合的・包括的な支援につながっていくようなしくみをつくる必要があると考えます。

また、自らＳＯＳを発信できない課題を抱えた家庭へのアウトリーチを行い、迅速な支援につなげていくためのしくみづくりが必要です。

さらに、総合的な相談支援のしくみが有効に機能するためには、区役所の専門性とコーディネート機能の強化が不可欠であり、長期的な視野に立った人材配置と育成が必要です。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　支援を必要とする世帯が、総合的・包括的なサービスを受けられる状態。

　　（３）施策

　　　　　相談支援機関同士の連携により、支援を必要とする世帯に対し、総合的・包括的なサービスを提供していきます。

　　（４）施策目標

区役所が中心となり、相談支援機関同士の「顔の見える関係づくり」を推進し、相互に業務内容への理解を深め、連携・協力しあえる関係を構築し、複合的な課題を有する相談事例について、相談支援機関同士の連携による包括的な支援につなげていきます。

　　（５）具体的な取組

・地域包括ケアシステムの構築（在宅医療・介護連携の推進）

　　　　・障がい者・高齢者への虐待防止

・大正区地域自立支援協議会の開催

　　　　・地域包括ケアシステムの構築（地域包括支援センターの運営）

・児童への虐待対応・防止

・ひとり親家庭の自立支援に向けた取り組み

・利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）による子育て支援

・家庭児童相談

・生活困窮者への自立支援（生活困窮者自立相談支援事業）

・生活困窮者への自立支援（大正区生活困窮者支援会議）

### ５　障がいのある方へのサポート

（１）現状と課題

　　　　　身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者が増加しており、また、複合的な課題を有するご家庭においては、当事者のいずれかが障がい者の方であることが多く（高齢者とひきこもりの子、精神に障がいを持つ母子家庭等）、対応に苦慮する事例が増加しています。

そのため、個別の対応のみならず、就学前の児童から高齢者までの各年齢層、個々の障がい者や家族の状況に応じた支援・サービスを総合的に提供することが必要とされていることから、さまざまな関係機関と連携した相談支援体制の構築が必要です。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　障がいのあるなしに関わらず、気軽にサポートしあい、誰もが自分らしく生きることのできる状態。

　　（３）施策

　　　　　障がいがある人の状況への理解を促進し「ともに生きる」意識と誰もがサポートし合える機運を醸成するとともに、気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。

　　（４）施策目標

「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」を構築し、行政・関係機関等のネットワークを緊密化することにより、障がい者基幹相談支援センターを核とする相談支援体制の充実・強化を図ります。

　　（５）具体的な取組

　　　　・要援護者支援システムの構築

　　　　・大正区地域自立支援協議会の開催

・障がい者・高齢者への虐待防止

・障がい当事者や家族による電話相談窓口の設置

・特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の配置

・こころの健康の保持・増進

### ６　健康寿命の延伸

（１）現状と課題

　　　　　統計によると大正区の平均寿命は短く、健康寿命（日常生活に制限のない期間）も市より短い状況です。死因別死亡では悪性新生物（がん）が最も多く、全体の3割を占めています。

また市では「すこやか大阪21(第2次)」において健康寿命の延伸を目標としており、その目標達成のためには生活習慣病対策が重要であり、区においても疾病の早期発見、早期治療のために特定健診、がん検診の受診率向上、特に、自らの健康に無関心、他人事となっている意識を自分の事として受け止める意識の変化をめざし、従来から実施している広報紙やＨＰ・ＳＮＳ等の媒体を活用した啓発にとどまることなく、より身近で興味や関心をもつことができる健康づくり情報を発信していきます。

さらに、自らの健康に無関心な人がフレイル状態になるのを防ぎ健康寿命の延伸につな　げるため、「いきいき百歳体操」や「高齢者食事サービス」「ふれあい喫茶」など、各地域事情に即して行われている高齢者の積極的な社会参加の取組みや居場所づくりを支援していきます。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　区民が食生活や運動に関心を持ち、生活習慣を見直し、特定健診やがん検診を通じて、自らの健康状態を把握し、積極的に社会参加することで健康を維持している状態。

　　（３）施策

　　　　・運動に関する講座等の開催

・特定健診・がん検診の受診勧奨

　　（４）施策目標

　　　　【区民意識調査】

・食生活の改善に取り組んでいる区民の割合：令和2年度までに20％以上

・健康の維持・増進に主体的に取り組んでいる区民の割合：令和2年度までに50％以上

　　（５）具体的な取組

・がん予防・生活習慣病予防の推進

・歯・口腔の健康の増進

・高齢者の健康増進

・食品衛生に関する相談・啓発

・感染症対策の充実・強化

・結核対策の充実・強化

・狂犬病の予防及び動物の適正飼養・野生鳥獣の管理に関する啓発

・そ族昆虫の防除

### ７　適切な生活保護の実施

（１）現状と課題

　　　　　大阪市の生活保護の状況は、市全体では平成24年度をピークに減少傾向であり、当区でも減少傾向にありますが、（令和元年10月現在保護受給率　大阪市　7.86％　大正区　9.17％）1日も早い自立に向けた支援が必要です。

　　しかし、稼働能力がありながら不就労である就労支援対象者は短期就労の繰り返しであったり、これまで就労経験がなかったりと社会性に問題のあるケースも多く定着率の向上や就労への意欲喚起が必要と考えられます。

　　　　　また、未申告就労などの不正受給が発覚するケースがあり、生活保護制度への市民の信頼を得るためには毅然と対応する必要があります。

　　　　　しかし、当区では経験の浅いケースワーカーが多く（令和元年10月現在　21人中、新任およびケースワーカー経験年数1年未満が　3人、経験年数2年未満が　2人）、適正な保護実施のためには一定のスキルアップが必要です。

　　　　　そのため、当区において年度当初に新任・配転者研修を実施したうえ、年間４回程度の専門研修を実施し、福祉局主催の専門研修にも積極的に参加を促すなどスキルアップに努めています。今後は、専門研修の参加者による全職員へのフィードバックを行います。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　真に困窮する区民に適正な生活支援が行えている状態。

　　（３）施策

　　　　　生活困窮者自立相談支援窓口（インコス大正）や地域包括支援センターなど関係機関と連携し、自立を促す適正な支援を行うとともに不正受給に対する厳正な対応を行うことにより区民の信頼を得ていきます。

　　（４）施策目標

年間自立廃止世帯数　50件

　　（５）具体的な取組

　　　　・生活保護世帯への計画的な訪問等調査活動の実施

・生活保護受給者への就労支援

・生活保護担当職員のスキルアップ（職員の質向上）に向けた研修の実施

・生活保護不正受給対策の実施

・生活保護費返還金・徴収金の適切な管理

・生活保護にかかる開始手続き

・生活保護費支払い業務

・遺留金及び遺留品の適正な管理

・ケース診断会議

### ８　人権の尊重

（１）現状と課題

　　　　　人権が尊重されるまちづくりを進めるうえで、重要と思われることは、地域の課題を地域の人たちで解決していくことや、これまで行政が担ってきた役割を地域の人たちが担うことによって、市民がまちづくりに参加する機会を広げることだと考えます。そのため、啓発活動を通じて広く市民に人権意識の高揚を呼びかける際には、地域で主体的に人権課題について取り組むために必要な助言・支援を行い、各種地域団体と連携して地域特性に合わせた人権啓発事業を企画・実施していくことが必要です。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　市民一人ひとりが人権について学び、お互いの人権が尊重される状態。

　　（３）施策

　　　　　人権啓発推進員を軸とした地域に根差した自律的な人権啓発実施を促進していきます。

　　（４）施策目標

【区民意識調査】

「人権が尊重されているまちだと思う」と回答した割合６９％以上

　　（５）具体的な取組

　　　　・区における人権啓発事業

・人権啓発推進員の活動支援

## 【２】　快適で安全なまちへ

### １　災害への備え

（１）現状と課題

　　　　　令和２年度の区民意識調査のアンケート結果によれば、津波の際にどの建物に避難するのかを知っている区民の割合が67.7%と高い一方、区の防災計画及び地区防災計画が策定されていることを知っている区民の割合は21.1%と低く、自らが避難する意識は高いが、防災計画等の認知度が低いため、防災訓練の実施等を通して周知を図るとともに、避難等を行う際に支援が必要な区民を含む全ての区民が安全に避難できる体制として、小学校区を単位とするコミュニティ組織を核とした自主防災組織を地域防災本部とする体制を構築する必要があります。

　　　　　地区防災計画については、平成30年度に直下型地震編、令和元年度に風水害編、令和2年度に津波編と3か年計画で策定を進め、令和２年度の津波編の策定をもって、各地域における防災計画の策定が完了いたしました。また、令和２年度には全地域、全小中学校及び各種防災関係機関が連携し、風水害を想定した総合防災訓練を実施するなど、施策目標である地区防災計画に基づく全地域と連携した防災訓練の実施に向けて着実に取り組みを進めております。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　区民が自らの判断で、ご近所と助け合い、支援が必要な人も助けを得て、避難できる状態。

　　（３）施策

　　　　　区民への想定される被害状況の周知などによる防災意識の向上や地域の自主防災組織づくりにより、自助・互助・共助の意識を高め、地域防災力の向上を図ります。

　　（４）施策目標

令和4年度までに全地域で地区防災計画を策定し、地区防災計画に基づく防災訓練を実施し、災害に応じた避難体制を確立していきます。

　　（５）具体的な取組

　　・地域防災力の向上に向けた「自助」「互助・共助」「公助」にかかる計画等の運用

・防災訓練の実施

・地域防災リーダーの育成

・津波避難ビル協定等の拡充

・防災用物資等支援

・水防団との連携

　　　　・要援護者支援システムの構築

## ２　防犯対策

（１）現状と課題

　　　　　街頭犯罪発生件数について市内24区で比較すれば、此花区に次いで２番目に少ない状況ですが、人口比での犯罪発生件数や発生件数の推移を見れば、平成29年から令和元年にかけて増加する傾向にあり（人口千人当たりの全刑法犯認知件数：平成29年6月12位、同年12月7位、平成30年6月12位、同年12月13位、令和元年6月17位）、体感安全度が高いとは言い難い状況です。特に認知件数の多い自転車盗については、平成25年以降の街頭犯罪7手口における比率が66.5%から年々増加し、28年には75.9%に達しましたが、平成30年には72.2％と低下傾向にあります。変わって顕在化してきたのが特殊詐欺であり、平成30年には認知件数が25件となり、平成29年に比べて150％増加しています。

平成30年12月に区役所と大正警察署との間で締結した「同報系防災行政無線を活用した犯罪発生情報の提供に関する覚書」に基づき、緊急事案等の犯罪情報や注意喚起が必要な事案について情報提供を行う取り組みなど、区役所と大正警察署、大正消防署との間で締結した「大正区安全安心なまちづくりに関する協定書」に基づき、区民の安全安心を守るため、相互に連携・協力して取り組みを進めていきます。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　街頭犯罪が少なく快適で安全な状態。

　　（３）施策

　　　　　街頭犯罪に区民が巻き込まれないように啓発を継続するとともに、まちを明るくする等街頭犯罪の起こりにくい環境を作り、街頭犯罪を減少させていきます。

　　（４）施策目標

令和２年の街頭犯罪発生件数について、平成29年比10％以上の減少。

　　（５）具体的な取組

　　　　・地域防犯・安全対策の推進

　　　　・こども１１０番の家の普及

・通学路安全プログラムによる通学路の安全対策

・放置自転車防止対策

### ３　空家等への対策

（１）現状と課題

　　　　　大正区の空家数は6,710戸、空家率は17.8％と全国平均13.5％、大阪市平均17.2％と比べると高い水準にあります。また空家のうち、腐朽・破損している住宅の割合は26.6％で、大阪市平均と比べて高くなっています。利用・流通に供されていない住宅の割合も28.1％と、大阪市平均と比べて高くなっています。（以上、平成25年住宅土地統計調査結果より）

平成30年度、令和元年度に実施した空家実態調査(三軒家エリア、泉尾エリア)での調査結果では、利活用が可能であるにもかかわらず、空家所有者が倉庫や物置等に使用したり、貸すことを諦めて放置し、市場に流通しない空家も散見されました。

空家等は、周辺環境の悪化によるまちの魅力低下や地域コミュニティの沈滞化など地域にも影響を及ぼすことから、まちづくりの一環として空家等の利活用を促進し、地域の活性化やまちの魅力向上に繋げる必要があります。

特に腐朽・破損が著しい空家（特定空家）は、放置することにより崩落や倒壊などして人の身体・生命に危険を及ぼすとともに防災面（地震による倒壊など）や防犯面（不法侵入・放火など）のリスクが高まるおそれがあり、安心・安全なまちづくりの観点からも、是正に取り組む必要があります。

平成30年度に宅地建物取引士、建築士、司法書士、弁護士などの専門家で構成する大正区空家相談員制度を創設し、空家でお困りの方や利活用のご意向がある方からの相談にワンストップでお答えできる体制を構築しました。今後、様々な事案を空家相談員に繋げることで、空家等の利活用の促進を図るとともに、空家等の除去など建物の新陳代謝を図ります。

（２）目指すべき将来像

　　　　　特定空家等が減少するとともに空家等の利活用が促進されている状態。

　　（３）施策

　　　　　特定空家等の是正及び空家等の利活用の促進。

　　（４）施策目標

・区内の空家率：平成25年度　17.8％（大阪市平均17.2％）

⇒平成30年度調査で大阪市平均以下。

・周辺の特定空家等に不安などを感じている区民の割合：平成28年度　6.0％

⇒令和２年度　3.0％以下（半減以上）

　　　　・特定空家等の解体や補修等による是正件数　⇒年間１件以上

　　　　・今後５年程度の空家の活用意向がある所有者の割合：平成２８年　84.5％

⇒令和２年度　９割以上

　　　　・空家相談員への相談に繋げた件数　　　　　⇒30件以上

　　（５）具体的な取組

　　　　・特定空家等の是正および空家等の利活用の促進

・いわゆる「ごみ屋敷」問題対策

・そ族昆虫の防除

・狂犬病の予防及び動物の適正飼養・野生鳥獣の管理に関する啓発

## 【３】次世代の未来が輝くまちへ

### 　１　子育て施策の充実（見守り）

（１）現状と課題

　　　　　少子化や核家族化の進行や都市化による地域コミュニティの希薄化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じています。

また、大正区では児童虐待件数が１９６件、１８歳未満人口割合で２．２％と大阪市平均の２．４倍、２４区中３番目に多く極めて深刻な状況です。

そこで、妊娠期から中学生までの間、切れ目のない支援を行うことをめざし、「大正区版ネウボラ」の構築を進めており、子どもたちの健康状況や生活状況の変化を把握することが、重大虐待の早期発見に有効的であると考えています。大正区の子育て支援施策においては、妊娠期から3歳児までは、保健師が従事する各種検診等の事業で把握しており、小・中学校に在籍する児童、生徒については、平成30年度より実施している「こどもサポートネット事業」で、健康状態や生活状況を高い割合で把握していますが、３歳児健診以降就学前健診までの４・５歳児については支援体制が不十分であり健康状況や生活状況の把握ができていません。

このような状況から、現状十分に把握していない3歳児健診から就学時健診までの４・５歳児の潜在的な課題を見える化し、リスクを把握するため効率的かつ効果的に把握できる仕組みを構築してまいります。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　包括的な支援体制が構築され、関係機関と地域住民の連携が進むことにより、子どもを地域で見守り育てるネットワークの強化が図られ、子育て世帯が「住みたいまち」となっている状態。

　　（３）施策

　　　　　「こどもサポートネット事業」と「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」を連携させ、地域を核とした支援の充実を図ることで、児童虐待防止に取り組み、リスクマネージメントを行い、安心して子育てできる環境づくりを推進していきます。

　　（４）施策目標

地域との連携により子育てがしやすくなったと感じる区民の割合を2022年までの5年間で70％に増やしていきます。（平成28年度47％　平成29年度56％）

　　（５）具体的な取組

・プレパパ・プレママレッスンの開催

・乳幼児健康診査等の実施

・家庭児童相談

・児童への虐待対応・防止

・ひとり親家庭の自立支援に向けた取り組み

・特別支援教育サポーター（発達障がいサポーター）の配置

・利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）による子育て支援

・こどもサポートネット事業

・就学前（４・５歳児）こどもサポートネット事業（大正区版ネウボラ）

・保育所入所事務

・子育て支援機関とのネットワーク強化

・児童虐待対応力強化のためのケース対応検証事業

### ２　学校選択制の充実

（１）現状と課題

　　　　　学校を選ぶことができるということのほか、子どもや保護者が学校教育に深い関心を持つこと、特色ある学校づくりが進められ、学校教育の活性化が図られることから、学校選択制を導入し、小学校、中学校とも区内すべての学校から選択できる「自由選択制」を実施しています。

過去５年間の実績によると、通学区域外の学校を選択した児童・生徒は２４区で比較すればトップクラスにありますが、校区内の学校を選択した児童・生徒もその意識があるのか、また当初の狙い通り、学校教育に深い関心をもたれているのかといったことなどの検証を行っていく必要があると考えています。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　区内全体に各制度、施策が認知され、学校教育に深い関心がもたれ、特色ある学校づくりが進められた状態。

　　（３）施策

　　　　　小学校においても、「自由選択制」を導入する。(平成３１年度新入学予定者より実施)

　　（４）施策目標

児童、生徒・保護者の学校を自由に選択できる権利を保障し、希望する学校へ就学できるようにします。

　　（５）具体的な取組

　　　　・学校選択制の実施

# ３　学校の適正配置

（１）現状と課題

　　　　　学校の適正規模は１学年２～４クラスとされており、１学年１クラスでは、人間関係が固定化する傾向が高く、また音楽の合唱や体育の集団競技などは困難な場合もあり、教育活動の幅が狭くなる傾向があります。

当区においても、大阪市学校適正配置審議会の答申により、適正配置の対象校とされた小学校が６校あります。

ただし、社会変動もあることから、改めて今後の方向性について議論する必要があると考えます。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　子どもたちの学習環境を第一に考えた適正配置がなされ、保護者、地域の方々にも、安心して学校に通学できる状態。

　　（３）施策

　　　　　地域ごとの将来性を含む人口動態を踏まえ、統合や校区調整といったあらゆる手法を検討し、最善の方策を決定し、その計画を公表していきます。

　　（４）施策目標

大阪市学校適正配置審議会の答申に対する、区としての方針を保護者、地域の意見を十分に聴取し決定します。

　　（５）具体的な取組

　　　　・小学校の適正配置

### ４　生活習慣の改善

（１）現状と課題

　　　　　大正区は他区に比べて、朝食を食べる割合や規則正しい起床ができている割合が低いなど、学力・体力の基礎となる生活習慣の乱れが見られます。

　　　　　朝食を食べる児童・生徒の割合が低いことについては、その対策を進めるため、平成30年8月に、区内の食育関係機関・団体による大正区朝食欠食対策推進会を立ち上げたところです。

これまでは、朝食を食べない理由の調査・分析は行われておらず、朝食欠食の原因を明確に把握できていないことが課題でした。そのため、区内の協力校の小学4年生、中学1年生を対象にして「食生活・生活習慣アンケート」を実施・分析を行った結果、朝食欠食と就寝時刻との間、朝食欠食と自己肯定感、スマホの利用時間と睡眠時間との間に強い関連があることが判明しました。

今後、上記会議の各構成団体と連携して、今回のアンケート調査結果に対応し、児童・生徒の生活リズムを整えること、早く寝ることの大切さとスマホ等の適切な使用に関する啓発、家庭での朝食づくりの支援に効果的な情報発信を行ってまいります。

また、学力については、教育委員会事務局、区役所による学校(教員)や児童・生徒、家庭への支援及び各学校がぞれぞれの実情に応じた取り組みを行った結果、全国学力・学習状況調査では大阪市平均には及ばないものの、着実に向上している傾向が表れているところですが、引き続き学力向上の必要性を訴えながら、施策を進めていくことが必要です。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　ニア・イズ・ベターの観点から地域に身近な区役所と保護者等が意見交換を行うことにより、学校や地域における教育の活性化が図られた状態。

　　（３）施策

　　　　　子育て・教育・青少年健全育成に特化した会議を設置し、保護者、地域住民等から把握した意見やニーズをもとに、学校、PTA等とも連携して施策を実施します。また、地域生活課題を地域において包括的に支援する「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」との連携した支援体制により生活習慣の改善を支援し、児童、生徒の健全育成を図っていきます。

　　（４）施策目標

各委員からの意見や要望、評価について、区役所と各委員との間で活発な意見交換が行われ、そこで出された各委員からの意見、要望について、適切なフィードバックが行われたと感じる委員の割合を６０％以上とします。

　　（５）具体的な取組

　　　　・教育に関し総合的に議論する場の開催（総合教育会議）

・学校協議会の運営補佐

・教育行政連絡会の開催

・朝食欠食対策の推進

・PTA活動の支援

### ５　問題行動への対応

（１）現状と課題

　　　　　いじめ、暴力、不登校の背景には、児童・生徒の心の問題をはじめ、家庭、友人関係、地域、学校等の環境の問題が複雑にからみ合っているものと考えられます。

とりわけ、不登校児童・生徒への支援は行政の役割であることから、将来の引きこもり、ニートに繋がる可能性が高い不登校児童・生徒への対応は、学校の枠を越えて、区役所、学校、関係機関等が連携し、これら子どもの問題行動の課題解決に努めるとともに、すべての家庭が安心して子育てができる環境を作っていく必要があります。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　地域生活課題を地域において包括的に支援する「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」のもと、児童の健やかな育成が図られている状態。

　　（３）施策

「区独自のスクールソーシャルワーカー活用事業」や「学習・登校サポート事業」に加えて、「こどもサポートネット事業」を行い、地域、学校、区役所で構成する「スクリーニング会議」を開催します。この「スクリーニング会議」においては、学校でのこどもたちに対する気付きを見える化した「スクリーニングシート」において、ひとつでも印のついた項目があるこどもたちの状況を詳細に把握し、必要な支援方策を決定していきます。「スクリーニングシート」には、いじめ、暴力行為、不登校といった項目もあり、それぞれ個々に応じて決定した支援方策、例えばスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や面談、学習・登校サポート事業者による支援を行います。

　　　　　また、地域生活課題を地域において包括的に支援する「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」を確立し、包括的な問題解決に向けた支援を行います。

　　（４）施策目標

いじめ、暴力発生件数、不登校件数を４年間で３割減（H２８年度比）。

　　（５）具体的な取組

　　　・区独自スクールソーシャルワーカーの活用事業

・学習・登校サポート事業

　・こどもサポートネット事業

　・家庭児童相談

### ６　こどもの貧困対策（こどもサポートネット事業）

（１）現状と課題

　　　　　平成28年度に実施された「大阪市子どもの生活に関する実態調査」により、世帯の経済状況が子どもの生活や学習環境、子どもの学習理解度に影響を与えていることや、ひとり親家庭の経済状況が厳しいこと、若年出産の世帯が貧困に陥るリスクが高いこと支援が必要なこどもや子育て世帯には複合的な課題が存在することが多いことが確認されたことから、学校における気づきを区役所や地域等につなぎ、社会全体で支える仕組みとして、平成30年度から「こどもサポートネット事業」を開始し、平成30年度は1,051人の支援を検討しました。

　　　　　また、早期に支援が必要なこどもや世帯を適切な支援に繋げるため、４・５歳児スタートアップ事業を令和２年度から実施します。

【経済的資本の欠如】

　赤字である　（小学5年・中学2年）

大阪市：28.3％　大正区：30.2%

困窮度別にみた「子どもについて経済的な理由で経験できなかったこと」の数

大阪市：1.9個　 大正区：2.3個（困窮度Ⅰ群）

困窮度Ⅰ群と中央値以上群の比較

学習塾に通わせられない：12倍　絵本を買うことができない：9.4倍（大正区）

【ヒューマンキャピタルの欠如】

困窮度Ⅰ群における朝食の頻度

5歳児：毎日必ず食べる66.7％（大正区）

　小学5年・中学2年：毎日またはほとんど毎日食べない1.7％（大正区）

（大阪市食育推進計画より）小学生の欠食率　全く食べない1.2%

【ソーシャルキャピタルの欠如】

小学5年・中学2年　放課後一緒に過ごす人（困窮度Ⅰ群）

「ひとりでいる」　大阪市：18.3%　大正区：19.0％

学力については、教育委員会事務局、区役所による学校(教員)や児童・生徒、家庭への支援及び各学校がぞれぞれの実情に応じた取り組みを行った結果、全国学力・学習状況調査では大阪市平均には及ばないものの、着実に向上している傾向が表れているところですが、引き続き学力向上の必要性を訴えながら、施策を進めていくことが必要です。

（２）目指すべき将来像

　　　　　地域生活課題を地域において包括的に支援する「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」のもと、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、子どもが生きる力につながる学ぶ力をつけ自立をめざしていくことのできる状態。

　　（３）施策

　　　　　ひとり親家庭や生活困窮家庭等の生活習慣の改善に向け、「こども・親・年齢層に応じた支援」を実施するとともに、こどもサポートネット事業により、支援の必要な子ども（世帯）を発見し適切で効果的な支援を実施します。あわせて、子どもが将来的に貧困とならないよう学力向上に向け、民間事業者等の専門機関・専門家を利用した事業を実施します。また、地域生活課題を地域において包括的に支援する「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」のもと、家庭の生活を支援するとともに安心・安全な居場所づくりをはじめとして、多面的な支援を行っていきます。

　　（４）施策目標

「子どもの生活に関する実態調査」結果における「授業以外の勉強時間・読書時間」「学習理解度」の数値を改善させ、「全国学力・学習状況調査」において大正区平均正答率を平成28年度より向上させます。

　　（５）具体的な取組

　　　　・児童への虐待対応・防止

・ひとり親家庭の自立支援に向けた取り組み

・区独自スクールソーシャルワーカーの活用事業

・民間事業者を活用した課外学習支援

・学校図書館の活用推進

・学習・登校サポート事業

・リーディングスキルアップ事業

・大正教育活動協力隊（つつじサポーター）の活用

・就学前（４・５歳児）こどもサポートネット事業（大正区版ネウボラ）

　　　　・家庭児童相談

・児童手当認定支給事務とこども医療費助成事務

・基礎学力育成支援事業

・プログラミング教育支援事業

## 【４】　活力ある元気なまちへ

### 　１　まちの活性化

（１）現状と課題

　　　　　現在の大正区では人口が減少し、区内税収も下落しており、総体として都市活動が低下し、まちの賑わいが減少してきています。

一方、様々な要因により、大正駅周辺などの地価が上昇し、マンション開発等が行われた結果、社会動態については一時的に歯止めがかかったものの、令和元年は以前と同様の傾向に戻っている（社会動態H27：▲273　H28：▲24　H29：+50　H30：▲99　R1：▲283）状況です。現在、公民の連携によって、泉尾の文化住宅をシェア工房にリノベーションを行ったヨリドコ大正メイキンや尻無川河川広場に設置した賑わい施設であるTUGBOAT\_TAISHOなどの活性化にかかる拠点ができたことから、今後は大正区全域にまちの賑わいを取り戻していくため、これらの拠点を中心として更なる公民連携を進め、活性化を進めて行く必要があります。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　まちの都市活動が活発化されている状態。

　　（３）施策

　　　　　大正区の特色を活かし都市活動を活発化させ、流入人口を増加させることにより、まちに活力を取り戻していきます。

　　（４）施策目標

社会動態（流入人口－流出人口）を５年トータル（平成２９年～令和３年）でプラスにします。

　　（５）具体的な取組

　　　　・TUGBOAT\_TAISHO（尻無川河川広場賑わい創造拠点）の管理運営

　　　　・公民連携手法による活性化の取組

### ２　ものづくり企業の活性化

（１）現状と課題

　　　　　近年、産業構造や操業環境の変化、高齢化や後継者不足により区内の事業所や従業員数は減少し、そのことは区内の人口減少にも深く関わっています。

　　　　　大正区では、これらの課題に対応するため、平成25年から企業と行政等で実行委員会を組織し、こどもたちにものづくりの素晴らしさを伝える「ものづくりフェスタ」、職人の高度な技術を間近で見学できる「オープンファクトリー」、「全国修学旅行生ものづくり工場見学ツアー」といったものづくり大正の発信と若者の区内定住促進にも力を入れ、ものづくり企業のネットワーク強化とともに、新たな人材の確保や周囲の住民の理解が得られるよう取組みを進めています。令和2年度からは新たな3か年計画を策定し、この取組みを更に発展させ、今後も企業のネットワーク拡大や地域活動への参画を促すよう、効果的な官民での連携を進めていく必要があると考えます。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　区内のものづくり企業が独自のネットワークを形成し、継続的に操業しつづけること。また、自律的、積極的に防災や防犯等のまちづくりや地域活動へ参画することにより、区民からの理解を得ることや、区民が地元企業に就労する等地域資源が循環し、「ものづくりのまち　大正」が企業（従業員）・区民にとって「誇り」と「生きる力」になっている状態。

　（３）施策

　　　　　企業が大正区内で操業し続けるとともに、企業の従業員へ、まちを守る防災等施策の浸透や地元の学生の人材育成等を期待し、区役所と企業との関係づくりを更に進めるとともに、企業同士のネットワークの強化をしつつ、区民向けの企業紹介策と企業向け人材確保策を軸に企業の活性化事業を実施していきます。

　 （４）施策目標

　　　　【区民意識調査】

・ものづくり事業実行委員会主催事業を知っている区民の割合　６３．４％以上

・大正区を「ものづくりのまち」として誇りに思う区民の割合　８３．７％以上

・企業が地域の活動に寄与していると感じている区民の割合　５５．７％以上

　　（５）具体的な取組

　　　　・医工福連携

・ものづくりフェスタの開催

・大正・港オープンファクトリーの実施

・修学旅行をはじめとする工場見学会の実施

## 【５】　「区民が主役」のまちへ

### １　地域活動の活性化

（１）現状と課題

　　　　　区政運営をすすめるためには、地域コミュニティ(小学校区単位)の充実と区民による地域活動の民主的運営が必須です。

しかしながら、地域活動の担い手の高齢化、固定化、若年世代との情報共有や関係性の希薄化等により、次の世代が担い手と成り難い状況が生まれており、地域活動の活性化・地域コミュニティの充実が喫緊の課題です。地域活動を活性化し、自助・互助・共助の機運の醸成を図るためには、住民自らその基盤となる地域に対する愛着心の高揚を図ることが重要であり、区民による民主的運営が可能となるよう、行政は、情報発信や多様なつながり方のきっかけづくりの整備などの支援を行う必要があります。

また、地域活動協議会に対する支援については、若い世代の地域活動への参加･参画促進など地域特性に即した地域課題の解決に向けた取り組みをより自律的に進めていけるよう、平成31年４月より「協働型委託事業」から地域の自主性が最も担保されやすい「地域活動協議会補助金事業」へと行政の支援のあり方を見直すとともに、地域要望のとりまとめにかかる支援など、より一層の民主的な運営への発展のため、各地域の自主的な取組を支援する必要があります。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　各地域活動協議会活動が取り組む「防災、防犯など安心・安全なまちづくりにかかる取組み及び地域福祉、子育て支援、地域コミュニティづくりなどその地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組」が自律的に進められている状態。

　　（３）施策

　　　　　「大正区地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）」を構築するにあたり、地域活動協議会が、その中心的役割を担い、地域課題の解決を自律的に進められる状態となるよう支援していきます。

　　（４）施策目標

　　　　　【区民アンケート】

　　　　　・地域活動協議会を知っている区民の割合

　　　 　 平成29年度 結果19.1％

平成30年度 目標35％　⇒　結果42.7％

 　 令和元年度（平成31年度） 目標40％　⇒　結果40.2％

　　　　　　 令和2年度　目標41％　⇒　結果53.7％

　　　　 　【区民意識調査】

・身近な地域でのつながりに関して肯定的に感じている区民の割合

　　　　　　 平成29年度 結果46.7％

　　　　　　 平成30年度 目標49.2％　⇒　結果50.9％

　　　　　　令和元年度（平成31年度） 目標51.7％　⇒　結果50.8％

・各団体により地域の特性や課題に応じた活動が進められていると感じている区民の割合

平成29年度 結果47.6％

　　　　 平成30年度 目標48％　⇒　結果49.6％

令和元年度（平成31年度） 目標50％　⇒　結果51.5％

・区民が地域活動協議会が取り組む地域活動を知っていると回答した件数

令和2年度　399件（令和3年度　目標400件）

　（５）具体的な取組

　　　　・大正区まちづくり活動の強化推進

・大正区まちづくり活動の強化推進（区民ギャラリー）

・地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）構築に向けた「地域包括支援プロジェク

トチーム」の運用

・自律的な地域活動の支援にかかる地域活動協議会補助金の交付

・新たな地域コミュニティづくりに向けた中間支援組織の活用

・地域活動協議会間のつながりの拡充にかかる支援

・地域担当制の推進

・区民が主役の魅力発信事業

・T-1音楽振興事業

・区役所コンサート

・生涯学習の実施支援

・はぐくみネットの連携強化支援

・学校体育施設の地域への開放

・スポーツ推進委員活動の推進

・大正区成人式の実施

・青少年指導員・青少年福祉委員活動の推進支援

・大正区民ホールの管理運営（直営）

・大正会館の管理運営（指定管理者）

・噴水広場（もと噴水設備）の利活用

・ＰＴＡ活動の支援

２　区民ニーズの把握

（１）現状と課題

　　　　　平成29年度まで実施していた区民モニターアンケートについては、モニター数が195名とやや少ないことや、住民基本台帳から無作為に抽出した区民のうち就任の承諾を得た方と公募に応募いただいた方で構成しており、区政に積極的な関心がある方々で構成されていると考えられたことから、これらの課題を解消し、より幅広い区民ニーズや意見・評価を的確に把握するため、平成30年度からは無作為抽出した区民に対する区民意識調査に変更した。

　一方、SNSを区役所からの一方的な情報伝達手段として活用するだけではなく、幅広く区民ニーズや意見・評価を把握するツールとしても活用する必要がある。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　「より幅広い区民ニーズを把握し、それを的確に反映させた施策や事業が行われており、区民がそれを実感している状態。

　　（３）施策

　　　　・区民意識調査の実施

・「市民の声」や区政会議での意見を区政に反映

　　（４）施策目標

　　　　【区民意識調査】

・区役所が、様々な機会を通じて区民の意見やニーズを把握していると感じる区民の割合：平成28年度　34.1％⇒令和４年　50％以上

〔市政改革プランH29目標　35％→H29結果　39.2％　〕

　　（５）具体的な取組

　　　 ・区民意識調査の実施

・SNS（フェイスブック、ツイッター、ラインのアンケート機能）による区民の意見やニーズの把握

・「市民の声」などの受付・回答

・区政会議の開催

### ３　情報発信・伝達力の強化

（１）現状と課題

　　　　　現在の広報媒体は、広報紙（区内全世帯・全事業所）、ホームページ、ＳＮＳ（フェイスブック、ツイッター、ライン）、広報板（ＪＲ・地下鉄大正駅、区内55ヵ所設置の掲示板）、広報サポーターのポスター掲示及び報道発表によるマスメディアです。

　　　　その中でも、広報紙は、令和２年度区民意識調査において「広報紙に知りたい情報が掲載されている」と回答した区民の割合は85.5%となっており、広報紙が行政情報の入手手段として最も重要な役割を担っている状況です。

また、当区が抱える喫緊の課題である人口減少や高齢化、事業所の減少などの解決に向けた取り組みとして、当区の魅力を結び合わせながら広くプロモーションしています。

　　　　　特に、令和２年当初から続いている新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、区主催の各種イベントや行事等が中止または規模縮小をせざるを得ず、区の施策を区民へ直接伝えることが困難な状況となっている今般、区民へ行政情報を届けることができる広報紙の役割がさらに重要となっています。また、区として区民へ届ける必要のある情報が増大していることにより、広報紙の８ページの月ではページ数が足りておらず、情報を詰め込むことで文字や写真が小さくなってしまうなど視認性の低下が課題となっていることから、令和３年度より全ての月を12ページ（うち３ページについては、政策企画室作成にかかる「大阪市民のみなさんへ」）とし、ページ数を増やすこととしました。

また、災害情報など即時の発信が必要な情報については、ツイッターやフェイスブックで発信していますが、区ホームページのトップページでもツイッターとフェイスブックのページを確認することができるようにしています。

しかしながら、令和2年1月に実施した区民アンケート調査では、「区役所からの情報発信（広報紙・区HP・SNSなど）について、必要な時に必要な情報が届いていると思いますか」という質問に対して、全体の50.1％の区民は肯定的意見でしたが、一方で全年齢層の10.9%、特に18～29歳の若年層については23.5%が、情報発信していること自体を「知らない」と回答しており、広報紙を区内全世帯に配布しているにも関わらず、広報紙の存在に気付いていない、もしくは関心が無いという結果でした。このため、広報紙の存在を知らない層、無関心層、若年層が広報紙に関心を持ち、手に取って読むようアプローチしていく手法や、アウトリーチ型の広報など、「第３ステージの広報のあり方」について、検討します。そして、行政のみならず区民の方々とともにみんなで発信するような仕組み作りについて議論を行っていくとともに、庁内各課情報の一元化を一層推進していきます。

（２）目指すべき将来像

　　　　　全ての区民・区内企業にきめ細かく行き届いた必要な情報が提供でき、さらに、区民の

市・区政への関心を高めまちづくりや地域活動への積極的な参画につながっている状態。

（３）施策

　　　　　・区広報紙による広報

　　　　　・各種広報媒体やプロモーション活動による情報発信

　　（４）施策目標

　　　　　【区民アンケート調査】

　・区役所から必要な時に必要な情報が届いていると感じる人　６０％（令和４年度）

　〔市政改革プランH30結果　47.2%〕

（５）具体的な取組

 ・ 広報紙「こんにちは大正」の製作（企画・編集・印刷）

　　・ 広報紙「こんにちは大正」点字版・音訳版の製作

　　・ 広報紙「こんにちは大正」の全戸配布

* ツイッター、フェイスブック、ラインを活用した情報発信

　　・ 区の魅力発信の充実

* 都市・地域交流

### ４　窓口サービスの充実

（１）現状と課題

　　　　　大正区役所においては、「戸籍不正閲覧問題」(平成２６年２月)や「委託事業者従業員による窓口手数料の着服事件」(平成２９年２月)という重大な不祥事事案が発生していることから、二度と起こしてはならないとの強い決意のもと再発防止に取り組み、適切な事務処理を徹底することで区民の信用、信頼を高めていく必要があります。

一方で、平成28年度から3年連続区役所来庁者等に対する窓口サービスの格付け結果では☆☆を獲得しており、引き続き高い評価を頂けるよう、さらなる接遇技術の向上に加え、業務の標準化や難しい事例の共有を行い、スピーディで正確な対応を心がけています。窓口に来られる方のご用件は様々ですが、どのような用件でも親身になって相談を受ける姿勢は安心感を与え、信頼関係を構築することができます。好印象を持ってもらうことができれば、その後の手続きの進捗においてもよい結果が期待でき、円滑な事務執行につながります。窓口サービス課で行った来庁者アンケートにおいては、「話を聞く態度」、「言葉遣い」、「話し方」、「説明力」などの観点から評価いただき、これらの項目で約85%の方にご満足いただける結果となっています。
　平成27年から始まったマイナンバー制度では、個人番号カードの区民の保有率は約26%（R3.2末現在）ですが、令和4年度末には全ての国民がカードを保有することをめざす国の方針に則り、区民の皆様へ個人番号カードの正しい理解や活用方法を広報し、交付促進に取り組む必要があります。
　また、国民健康保険は社会保障であると同時に、受益者負担が求められており、被保険者間の負担の公平性を図ることが求められています。当区における収納率は、平成２７年度の８８．２１％でしたが、平成２８年度は９０．０８％、平成２９年度は９１．０２％、平成３０年は９２．０６％着実に成果を上げていますが、滞納世帯は依然として多く、未納世帯の増加は納めている人との公平さを欠くばかりか、国民健康保険制度そのものが成り立たなくなってしまう懸念もあり、国民健康保険財政の健全化に向け収納率の向上を図るとともに、市民負担の公平性の確保を重視した滞納者対策を進める必要があります。

　　（２）目指すべき将来像

　　　　　常に大正区役所に対する信頼が確保されている状態。

（３）施策

　　　　　個人番号カードの普及啓発、公正・公平な事務執行。

　　（４）施策目標

　　　　・すべての区民が個人番号カードを保有

・不適正な事務の発生件数ゼロ

・国民健康保険料にかかる収納率の向上

　　（５）具体的な取組

・窓口サービスの充実

・マイナンバーカードの普及への取組み

・窓口サービスにおける不適切事務の撲滅

・国民健康保険料の未収金の減少及び未納の防止

・庶務業務及びコンプライアンスの確保

・弁護士による無料法律相談の実施

・不動産に関する無料相談の実施

・区庁舎・設備等の維持管理

・オリジナル婚姻届の利用促進

・５Ｓ活動の推進

・住民情報業務等の適切な運営管理

・窓口サービス課（住民登録グループ）窓口受付等業務

・戸籍届書受付・審査等業務

・保険年金窓口受付等業務における事務改善

・大阪市戸籍住民基本台帳事務協議会の組織運営

・保健福祉課（福祉グループ）窓口受付等業務

・介護保険料の収納率の向上

・保健福祉課（介護保険グループ）窓口受付等業務

・保健福祉課（健康づくり・保健活動グループ）窓口受付等業務

大正区将来ビジョン2022

令和３年４月１日　改訂

令和２年４月１日　改訂

平成31年４月１日　改訂

（平成30年４月１日　発行）

大正区役所　政策推進課政策推進グループ

〒551-8501　大阪市大正区千島2-7-95

電話：06-4394-9942　ファクシミリ：06-6553-1981